

未熟児養育医療費用徴収規則及び母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十四号

未熟児養育医療費用徴収規則及び母子保健法施行細則の一部を改正する規則

(未熟児養育医療費用徴収規則の一部改正)

第一条 未熟児養育医療費用徴収規則(昭和三十四年広島県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条第一項中「未熟児」を「養育医療の給付を受ける未熟児(以下「未熟児」という。)」に改め、同条を第二条とし、第四条を第三条とする。

別記様式を削る。

別表中「~~第3条関係~~」を「~~第2条関係~~」に改める。

(母子保健法施行細則の一部改正)

第二条 母子保健法施行細則(昭和四十二年広島県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条から第十条までを削る。

第十一条第一項中「別記様式第十一号」を「別記様式第一号」に改め、同条第二項中「別記様式第十二号」を「別記様式第二号」に改め、同条を第二条とする。

第十二条第一項中「行なう」を「行う」に、「別記様式第十三号」を「別記様式第三号」に改め、同条を第三条とする。

第十三条第一項中「別記様式第十四号から第十六号まで」を「別記様式第四号から別記様式第六号まで」に改め、同条第二項中「第十一条第三項」を「第二条第三項」に改め、同条を第四条とする。

第十四条第一項中「別記様式第十七号」を「別記様式第七号」に改め、同条第二項中「第十一条第三項」を「第二条第三項」に、「第十二条第二項」を「第三条第二項」に、「受理した」を「受け付けた」に改め、同条を第五条とする。

別記様式第一号から別記様式第十号までを削る。

別記様式第十一号中「~~第1条関係~~」を「~~第2条関係~~」に改め、同様式を別記様式第一号とする。

別記様式第十二号中「~~第1条関係~~」を「~~第2条関係~~」に改め、同様式を別記様式第二号とする。

別記様式第十三号中「~~第2条関係~~」を「~~第3条関係~~」に改め、同様式を別記様式第三号とする。

別記様式第十四号中「~~第3条関係~~」を「~~第4条関係~~」に、「~~第12条第一項~~」を「~~第12条~~

第1号」に改め、同様式を別記様式第四号とする。

別記様式第十五号中「第13条」を「第4条」に改め、同様式を別記様式第五号とする。

別記様式第十六号中「第13条」を「第4条」に改め、同様式を別記様式第六号とする。

別記様式第十七号中「第14条」を「第5条」に改め、同様式を別記様式第七号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。